①　大震災に係る損害補償費の支払額は、950,527千円（239人）である。
主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。
ア　療養補償費として7,838千円（54人）を支払った。
イ　遺族補償費として834,772千円を支払った。うち、年金として355,688千円（154人）、一時金として479,084千円（33人）を支払った。
ウ　葬祭補償費として106,639千円（173人）を支払った。
なお、大震災に係る分として、責任準備金9,113,470千円を計上している。
②　大震災を除く損害補償費の支払額は、1,433,766千円（2,022人）で、前年度に比べて12,878千円（62人）の減となっている。
大震災を除いて新たに公務災害に認定され平成23年度に損害補償費が支払われた者は、団員1,215人（死亡４人、負傷1,211人）、民間協力者等83人（死亡１人、負傷82人）、前年度に比べて団員44人の減（負傷44人減）、民間協力者等が12人の増（死亡１人増、負傷11人増）である。
主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。
ア　療養補償費として230,220千円（1,403人（うち新規1,294人））を支払った。
イ　障害補償費として208,750千円を支払った。うち、年金として195,011千円（106人（うち新規２人））、一時金として13,739千円（８人）を支払った。
ウ　遺族補償費として925,556千円を支払った。うち、年金として914,956千円（510人（うち新規４人））、一時金として10,600千円（１人）を支払った。

⑵　消防団員等福祉給付事業
福祉事業は、公務上の災害を受けた団員及び遺族の福祉を増進するため、損害補償を補完する付加的給付であり、法律に基づき、基金が市町村に代わって行っている。
平成23年度の福祉事業給付費の支給額は、4,546,393千円（893人）で、前年度に比べて4,216,189千円（146人）の増となっている。
主な支給種目別の支払状況は、次のとおりである。
ア　奨学援護金として36,072千円（96人）を支給した。
イ　遺族特別給付金として339,140千円を支給した。うち、年金として243,000千円（563人（うち新規153人））、一時金として96,140千円（33人）を支給した。
ウ　遺族特別支給金として564,000千円（188人）を支給した。
エ　遺族特別援護金として3,496,800千円（188人）を支給した。
また、変動調整準備金として13,629,974千円を計上しているが、このうち4,948,458千円は、平成24年度以降の福祉年金の支給に備えたものである。
なお、大震災に係る福祉給付事業及び大震災を除く福祉給付事業の内訳は、次のとおりである。
①　大震災に係る福祉事業給付費の支給額は4,143,185千円（188人）で、主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。
ア　奨学援護金として17,990千円（55人）を支給した。
イ　遺族特別給付金として171,135千円を支給した。うち、年金として77,115千円（150人）、一時金として94,020千円（32人）を支給した。
ウ　遺族特別支給金として549,000千円（183人）を支給した。
エ　遺族特別援護金として3,403,800千円（183人）を支給した。
なお、大震災に係る福祉年金の支給に備えて、1,937,459千円を変動調整準備金において計上している。
②　大震災を除く福祉事業給付費の支給額は403,208千円（705人）で、前年度に比べて73,004千円の増（42人の減）となっており、主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。
ア　奨学援護金として18,082千円（41人）を支給した。
イ　遺族特別給付金として168,005千円を支給した。うち、年金として165,885千円（413人（うち新規３人））、一時金として2,120千円（１人）を支給した。
ウ　遺族特別支給金として15,000千円（５人）を支給した。
エ　遺族特別援護金として93,000千円（５人）を支給した。

⑶　公務災害防止事業
ア　公務災害防止活動援助事業
消防団活動の際に身体的安全を確保するための安全装備品の整備等の事業を実施した市町村等に対して助成金を交付するとともに、東日本大震災被災地で甚大な被害を受けた沿岸部の市町村に対し安全装備品を交付した（事業費122,680千円）。
イ　公務災害防止対策普及推進事業
㋐　消防団員公務災害防止研修事業
消防団員の公務災害防止の研修事業として「消防団員安全管理セミナー」、「Ｓ－ＫＹＴ（消防団危険予知訓練）研修」、「消防団員健康セミナー」を実施するとともに、Ｓ－ＫＹＴ研修の指導員を養成した（事業費28,044千円）。
㋑　情報提供事業
消防団員安全装備品整備等助成事業、消防団員公務災害防止研修事業を推進するための実施要領及び研修ＰＲパンフレットを作成した。また、ホームページによる情報提供等を行った。

⑷　自動車等損害見舞金支給事業
火災、水災などの緊急時に消防団員及び水防団員が自家用車等で災害現場へ出動し、車両に損害を受けた場合又は平常時にやむを得ず自家用車等を消防団活動に直接使用し、又は使用させたとき、車両に損害を受けた場合の見舞金として143,475千円（1,458件）、うち、大震災に係る分として134,955千円（1,358件）を支給した。

⑸　市町村特別交付金事業
昭和57年度以前の消防作業従事者等に係る損害補償に要する経費のうち、本来、市町村が負担すべき２分の１相当額を市町村に対し交付した（事業費67,254千円）。

⑹　実務研修会の実施
公務災害補償制度の理解を深め、その運用等について市町村等の担当職員の事務処理の適正化を期するため、実務研修会を実施した。

2　退職報償金支払業務に係る分

⑴　消防団員退職報償金支給責任共済事業
退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるために市町村等が行う金銭給付であり、基金は共済契約に基づき、市町村等の退職報償金の支給に要する経費を市町村等に支払っている。
１人当たりの支給額は階級及び勤務年数により異なり、例えば団長にあっては189千円から929千円まで、団員にあっては144千円から639千円までとなっており、この水準は前年度と同額である。